

川崎市消防団員互助会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、川崎市消防団員を以って組織し、会員相互の親睦と共に助厚生を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、川崎市消防団員互助会（以下「会」という。）と称し、事務所を川崎市消防局内に置く。

第2章 事業

(事業)

第3条 会は次の事業を行う。

- (1) 会員の共済及び親睦を図るための事業
- (2) その他目的達成に必要な事業

(共済給付)

第4条 会の共済給付は次のとおりとする。

- (1) 災害見舞金
- (2)弔慰金
- (3)傷病見舞金
- (4)退職慰労金
- (5)督励支給金

(災害見舞金)

第5条 会員が、火災その他の災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、その程度に応じ次の災害見舞金を給付する。

但し、広域災害の場合は理事会に諮り給付の可否を決定する。

- (1) 住居及び家財の全部が損害を受けたとき。 50,000円
- (2) 住居及び家財の2分の1以上又は住居若しくは家財の全部が損害を受けたとき 30,000円
- (3) 住居及び家財の3分の1以上又は住居若しくは家財の2分の1以上が損害を受けたとき 10,000円
- (4) 会員が災害現場に出務中自宅が前各号の損害をうけたときは、

その見舞金相当額の2分の1まで加給することができる。

2 前項の損害の程度は理事会に諮りこれを査定する。

(弔慰金)

第6条 会員及び家族が死亡したときは次の弔慰金を給付する。

(1) 会員が死亡したとき

ア 公務による場合 200,000円

イ 公務以外の場合 100,000円

(2) 会員の配偶者が死亡したとき 20,000円

(3) 会員の父母及び生計をともにする子が死亡したとき

10,000円

(4) 前各号のほか会員と生計をともにする家族が死亡したとき

5,000円

(傷病見舞金)

第7条 会員及び配偶者が傷病のときは次の見舞金を給付する。

(1) 会員が公務による傷病の災害を受けたときは、次の区分に応じた見舞金を給付する。

ア 川崎市消防団員等災害補償条例（以下「条例」という。）による休業補償費の給付を受けた場合（休業補償の支給を受けることができる場合で辞退するものを含む。）においては、休業日数に条例第5条の規定に基づく当該補償基礎額の100分の40に相当する額を乗じて得た額。

イ 第3者行為及び交通事故等（条例に基づく休業補償を受けることができる場合に限る。）で、他から損害賠償等を受けた場合においては、支払いを受けた損害賠償等の額が前項の規定による給付額ならびに休業補償費を合算した額に満たない場合に限り、前項の規定を準用し、その差額を給付する。

ウ 前ア及びイに該当しない場合の給付額は次による。

（ア）医療機関において診療を受け又は療養のための休業（3日以内）したとき 5,000円

（イ）療養のため休業4日以上にわたるとき 10,000円

（ウ）療養のため休業7日以上にわたるとき

前（イ）の額と休業 6 日を超える日数に 1, 000 円を乗じて得た額の合計額。ただし 30, 000 円の打ち切りとする。

- (2) 会員が私傷病のため 10 日以上入院したとき又は自宅療養 30 日以上に亘つときは 10, 000 円
- (3) 配偶者が傷病のため 30 日以上に亘り療養したとき 5, 000 円

(退職慰労金)

第 8 条 会員が 3 年以上 5 年未満勤務して退職したときは、退職慰労金として 30, 000 円を給付する。

(督励支給金)

第 9 条 会員が職務に必要な研修のため消防学校等に派遣され受講日数が 2 日以上に亘るときは 1 日につき川崎市消防団給与条例で定める出務の費用弁償の単価に相当する額を給付する。

ただし、支給額は 30, 000 円を以って打ち切りとする。

(給付の申請)

第 10 条 給付の申請は所属団長（以下「所属理事」という）を通じて行うものとし、督励支給金の申請は事前に、他の給付金の申請は事由の生じた日より 1 ヶ月以内とする。

2 前項の申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 災害見舞金給付申請書 (様式 1 号)
- (2)弔慰金給付申請書 (様式 2 号)
- (3) 傷病見舞金給付申請書 (様式 3 号)
- (4) 退職慰労金給付申請書 (様式 4 号)
- (5) 督励支給金給付申請書 (様式 5 号)

(給付の方法)

第 11 条 給付は所属理事を経由して本人又は家族に支給するものとする。

(公正給付の維持)

第 12 条 会は、給付申請に関して必要あるときは申請の事由となつた事実について調査若しくは必要な証書を要求することができる。

第3章 役員

(役員)

第13条 会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 6名
- (4) 代議員 16名
- (5) 監事 2名

(理事長)

第14条 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

- 2 理事は消防団長を以って充てる。
- 3 代議員は各消防団より互選したものを理事長が委嘱する。
- 4 監事は会員中より代議員会の同意を得て理事長が委嘱する。

(役員任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の役員に欠員が生じたときにおける補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 理事長及び副理事長の任期にあっては、2期を越えることはできない。ただし、前項の補欠役員の任期は含まないものとする。

(役員の職務)

- 第16条 理事長は互助会を代表し会務を統理し代議員会、理事会の議長となる。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
 - 3 代議員は会と所属消防団と連絡協調を図り事業を推進するものとする。
 - 4 監事は会の業務を監査する。

(事務局)

第17条 会に事務局長及び事務職員若干名を置く。

- 2 事務局長には消防局総務部庶務課長を委嘱する
- 3 事務局長は担当職員を指名し会の事務処理に当たるものとする。

第4章 会議

(会議)

第18条 会議は代議員会及び理事会とし、理事長がこれを招集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(代議員会)

第19条 代議員会には次の事項を附議する。

- (1) 予算及び決算についてのこと
- (2) 事業計画についてのこと
- (3) 規約の改正についてのこと
- (4) その他必要な事項

(理事会)

第20条 理事会には次の事項を附議する。

- (1) 代議員会に附議する事項
- (2) 会の事業運営についてのこと
- (3) その他理事長が必要と認めた事項

第5章 会計

(経費及び収入)

第21条 会の経費は会費、助成金その他の収入を以ってこれに充てる。

(会費)

第22条 会員は会費として年額2,000円を納入しなければならない。

2 年の中途中で加入した会員は、その年額分を納入しなければならない。

(会計年度)

第23条 会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、昭和 39 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規約は、昭和 44 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正規約は、昭和 45 年 9 月 10 日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規約は、昭和 47 年 5 月 26 日から施行し、昭和 46 年 10 月 15 日から適用する。

附 則

この改正規約は、昭和 50 年 4 月 22 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規約は、昭和 52 年 4 月 25 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規約は、昭和 53 年 5 月 16 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規約は、昭和 54 年 5 月 11 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規約は、昭和 60 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規約は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規約は、公布の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規約は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この改正規約は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この改正規約は、公布の日から施行し、平成25年5月10日から適用する。

(施行期日)

1 この改正規約は、川崎市消防団員互助会の改正日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条(3)及び(4)の規定は、施行期日以後に支給すべきものに適用し、同日前に支給すべきものについては、従前の例による。